

令和 7 年 9 月

お客様各位

県央愛川農業協同組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素より当組合・JA バンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面的な電子化につきましては、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となって進めているところであり、これらの社会的要請や各金融機関の取組みも踏まえ、JA バンクにおきまして、下記のとおり対応することとなりました。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、この機会にインターネットバンキング等の電子的決済手段の活用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1 手形・小切手帳の発行受付終了

令和 8 年 3 月 31 日（火）をもって、手形・小切手帳の発行申込の受付を終了いたします。

※ 令和 7 年 4 月 1 日より、新規の発行申込の受付を原則停止しておりますが、令和 8 年 4 月 1 日以降は、受付を完全に終了いたします。

※ 発行受付終了時点で保有されている手形・小切手帳につきましては、引き続きご利用いただけます。

※ 当座貯金口座からの払い出しにつきましては、払戻請求書および通帳による出金も可能です。

2 自己宛小切手の発行停止

令和 8 年 3 月 31 日（火）をもって、自己宛小切手の発行を停止いたします。

以下は令和 7 年 4 月 1 日（火）より終了しています。

- 当座貯金口座の口座開設の受付
- 令和 9 年 4 月 1 日（木）以降を期日とする手形・小切手の取立受付
- 手形・小切手帳の新規発行申込の受付（原則）

以上



©よりぞう

政府は手形・小切手の利用廃止を決定しています。

手形・小切手の全面的な電子化

電子的決済サービスへの移行をお願いいたします。

政府は令和8年度末までに約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しており、金融界は紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行を強力に推進しております。

JAバンク神奈川では、以下の対応を実施いたしますので、この機会にインターネットバンキング等の電子的決済サービスの活用をご検討ください。

① 手形・小切手の発行停止

令和7年4月1日(火)より、原則手形帳・小切手帳の新規発行を停止いたします。

ただし、発行終了日時点で保有されているお手元の手形帳・小切手帳につきましては、同日以降も引き続きご利用可能です。

② 令和9年4月1日(木)以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

令和7年4月1日(火)より、令和9年4月1日(木)以降を期日とする手形・小切手について、代金取立受付を停止いたします。

該当の手形・小切手の代金取立を希望されるお客様は、**令和7年3月31日(月)までにJAにお持ち込みくださいますようお願い申し上げます。**

③ 当座貯金の新規口座開設の受付停止

令和7年4月1日(火)より、当座貯金の新規口座開設の受付を停止いたします。

実施日以降は、「普通貯金無利息型(決済用)」をご利用ください。
なお、当座貯金口座を開設済のお客様は、引き続きご利用可能です。

電子的決済サービスのご案内

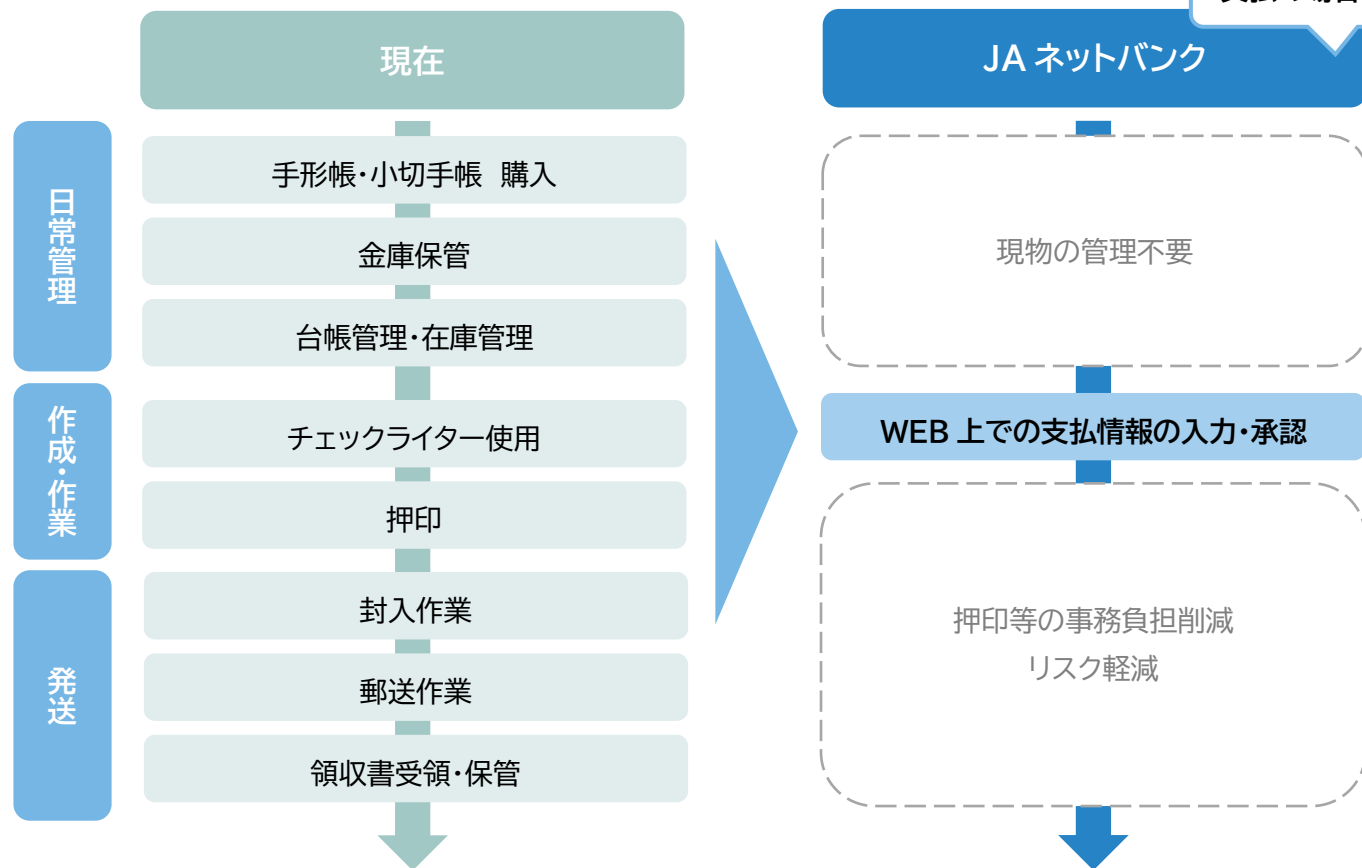
手形・小切手の代替手段として、JAバンクが提供するインターネットバンキングによる振込をご検討ください。

JAバンクでは、JAネットバンクまたは法人ネットバンクの予約機能を利用して所定の期日(個人:当日含め5営業日先迄、法人:当日含め7営業日先迄)を指定してお支払いすることができます。決済日の特定はお支払いされるお客様が行います。

電子化するとここが変わる！

手形・小切手を電子化することで面倒な事務負担を削減することができます。

支払の場合



電子化のメリット

手形・小切手の電子化には、事務負担の軽減や現物の盗難・紛失等のリスク低減、印紙代や郵送料のコスト削減等、支払側と受取側双方にメリットがあります。

	支払企業	受取企業
 事務負担軽減	手形・小切手の発行や郵送作業等の面倒な事務負担が削減できる	手形・小切手の受領がなくなり、保管・管理、金融機関への持込も不要になる
 リスク低減	盗難・紛失の心配なし 災害時にも安心！	盗難・紛失の心配なし 受取期日失念のリスクがなくなる！
 コスト削減	手形帳・小切手帳の発行代金や印紙代、郵送料が削減できる	領収書の発行が不要になり、印紙代や郵送料が削減できる

(令和6年10月現在)